

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3000号から第3002号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の3件の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定及び非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「令和元年度旭高第3043号「広聴案件の処理について」」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3000号】

- (2) 「令和元年11月20日付、A横浜市旭区高齢・障害支援課長から請求者に送付された文書を「起案し、文書を経伺し、裁決した事の一連が分かる決裁文書写しの開示。」」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3001号】

- (3) 「別添え令和2年11月発行の旭高第1566. 1567. 1568. 1569号に対する納付書兼領収書には非開示文書に対し請求があるので内訳について開示請求する。」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3002号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3000	令和2年10月5日	令和2年10月23日	令和2年11月6日	令和2年12月9日	個人	市長
3001	令和2年11月6日	令和2年11月26日	令和2年11月30日	令和3年1月6日	個人	市長
3002	令和2年11月27日	令和2年12月14日	令和2年12月25日	令和3年2月1日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3000	「令和元年度旭高第3043号「広聴案件の処理について」」（以下「本件審査	一部開示 <b>横浜市の保有する情報の公開に関する条</b>	原処分妥当

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
	請求文書」という。)	<p><b>例(平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)による改正前のもの。以下「旧条例」という。)</b>第7条第2項第2号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の氏名、住所及び個人印の印影 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため)</li> <li>・投稿原文 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため)</li> </ul>	
3001	「令和元年11月20日付、A横浜市旭区高齢・障害支援課長から請求者に送付された文書を「起案し、文書を経伺し、裁決した事の一連が分かる決裁文書写し」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p>非開示</p> <p><b>旧条例第9条に基づき非開示</b> (当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、旧条例第7条第2項第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため)</p>	原処分妥当
3002	「別添え令和2年11月発行の旭高第1566.1567.1568.1569号に対する納付書兼領収書には非開示文書に対し請求があるので内訳」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p>非開示</p> <p><b>不存在</b> (当該請求に係る文書は作成及び取得をしていないことから、保有していないため)</p>	原処分妥当

#### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3000	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b> 横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《「市民の声」事業に係る事務について》</b> 横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報(以下「市民の意見等」という。)を広聴情報データベースシステムにより管理するとともに、市民の意見等の公表及び市政への反映により市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱(平成20年3月広聴第3940号)に基づき「市民の声」事業を行っている。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b> ア 本件審査請求文書は、市民から提出された文書を旭区福祉保健センター高齢・障害支援課(以下「高齢・障害支援課」という。)において供覧した際の供覧文書一式、具体的には起案用紙及び投稿原文である。 イ 本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書の全部を開示するよう求めて</p>

答申 番号	判断の要旨
3000	<p>いるため、当審査会ではその非開示事由該当性について判断する。</p> <p><b>《起案用紙の個人の氏名及び住所の旧条例第7条第2項第2号該当性》</b></p> <p>本件では、投稿者の個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p><b>《投稿原文の旧条例第7条第2項第2号該当性及び旧条例第8条第2項による一部開示について》</b></p> <p>ア 実施機関は、投稿原文については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると主張するので、以下検討する。</p> <p>イ 当審査会で対象文書を見分したところ、投稿原文には、個人の氏名及び住所並びに特定年月における特定個人と高齢・障害支援課との間での窓口対応の経過等が記載されている。</p> <p>このような記載がある投稿原文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、旧条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。</p> <p>ウ そして、投稿原文は、旧条例第7条第2項第2号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>エ 本件では、投稿原文のうち、個人の氏名及び住所は、個人が識別される情報である。そして、個人の氏名及び住所を除いた部分は、特定年月における特定個人と高齢・障害支援課との間での窓口対応の経過等、特定個人の人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくない情報であることから、これを開示すると特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、旧条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。</p> <p><b>《理由付記について》</b></p> <p>ア 審査請求人は、実施機関は単に根拠規定を示すだけで、各規定が非開示とされた情報のどの部分に適用されているのか等と主張しており、理由付記の不備を主張するものと考えられるので、この点につき検討する。</p> <p>イ 本件では、一部開示決定通知書（令和2年10月23日旭高第1371号）において、非開示部分の概要、非開示規定、非開示規定を適用する理由を「4 非開示とする部分の概要」、「5 非開示とする根拠規定」及び「6 根拠規定を適用する理由」にそれぞれ記載しており、審査請求人は、どのような情報がいかなる理由により旧条例第7条第2項第2号に該当するのかを一応知ることができ、理由付記につき不備があるとは認められない。</p> <p><b>《審査請求人のその他の主張について》</b></p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3001	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《行政文書の作成に係る事務について》</b></p> <p>横浜市では、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）により、行政文書の適正な管理に努めている。同規則第6条では、事案についての最終的な意思の決定は、行政文書によって行うものとされており、通知、照会、回答等をするためには行政文書による決裁を要することとされている。また、横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第12条では、決裁を要する事案は起案文書を作成しなければならないとされている。</p> <p><b>《存否応答拒否について》</b></p> <p>存否応答拒否を行うには、①「特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、</p>

答申 番号	判断の要旨
3001	<p>名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び②「①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていること」の二つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p>このように、存否応答拒否は、開示請求に対して存在又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものである。</p> <p><b>《本件処分の妥当性について》</b></p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものであるため、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。</p> <p>イ 存否応答拒否の要件①該当性</p> <p>開示請求書の「令和元年11月20日付、A横浜市旭区高齢・障害支援課長から請求者に送付された文書を「起案し、文書を経何し、裁決した事の一連が分かる決裁文書写しの開示。」との記載からすれば、審査請求人は、請求者という特定の者を名指しして、A横浜市旭区高齢・障害支援課長（以下「A課長」という。）から請求者に送付された文書を起案し、経何し、決裁の過程が分かる文書の写しを開示請求していると解される。</p> <p>そのため、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在による非開示決定を行った場合、A課長から特定個人である請求者に対して文書を送付した事実の有無が公になる。</p> <p>ウ 存否応答拒否の要件②該当性</p> <p>次に、A課長から特定個人である請求者に対して文書を送付した事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、旧条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。</p> <p>そして、その事実の有無は、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>エ 審査請求人の諮問に関する遅滞についての主張等について</p> <p>(ア) 審査請求人は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ、1か月以内に諮問されていない不作為があると主張する。</p> <p>(イ) 旧条例は第19条で「遅滞なく」諮問すると規定しており、平成24年3月29日市市情第1375号市民情報室長通知では、不服申立てがあった場合、可能な限り30日以内に諮問を行うこととしている。</p> <p>本件では、令和2年11月30日付で審査請求がなされ、同年12月28日に諮問の決裁が完了しており、年末年始の閉庁日を挟んで令和3年1月6日に諮問されていることから、旧条例第19条の「遅滞」は生じていないと解される。</p> <p>(ウ) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3002	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《行政文書の写しの交付による開示の実施の事務について》</b></p> <p>横浜市では、行政文書の開示は、旧条例第16条第1項の規定に基づき、文書については閲覧又は写しの交付により行い、行政文書の写しの交付を受けるものは、旧条例第18条第2項の規定により、横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則（平成12年6月横浜市規則第117号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則及び横浜市住居表示に関する規則の一部を改正する規則（令和5年3月横浜市規則第32号）による改正前のもの。以下「旧施行規則」という。）で定める費用を写しの交付を受けるときまでに納付しなければならないとされている。実施機関は、開示請求者が納付書兼領収書により当該費用を納付した</p>

答申番号	判断の要旨
3002	<p>ことを確認後に写しの交付を実施する。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、審査請求人の開示請求書及び意見書の記載から、令和2年11月発行の旭高第1566号から第1569号までの4件に対する納付書兼領収書の内訳を示す文書（以下「内訳文書」という。）であると解される。</p> <p><b>《内訳文書の不存在》</b></p> <p>ア 内訳文書の不存在について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>開示請求文書の写しの交付実費については、旧施行規則第14条第1項、第14条の2第2項及び別表に規定され、白黒でA4サイズ片面10円であり、この旨は横浜市のホームページでも公表されている。</p> <p>また、令和2年11月発行の旭高第1566号から第1569号までの4件の開示請求については1枚の納付書兼領収書を作成しており、その作成のため4件の対象文書を1枚ずつ数えて総枚数を出し、総枚数に単価を乗じた金額と郵送料を納付書兼領収書の内訳欄に記載している。</p> <p>したがって、それ以上の内訳を作成する必要がなく、また、それぞれの対象文書ごとの枚数を記載した他の文書も存在しないため、「内訳文書」を保有していない。</p> <p>このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>なお、当審査会において上記4件の開示文書を確認したところ、開示文書は19枚存在したので、その交付実費は190円となり、審査請求人が開示請求書に添付した納付書兼領収書の「(内訳)」部分に記載された金額と一致する。</p> <p>イ よって、内訳文書は、作成されて存在しているものとは認められない。</p> <p><b>《理由付記について》</b></p> <p>ア 審査請求人は、実施機関は単に根拠規定を示すだけで、審査請求人の非開示情報のどの部分が適用されているのか等と主張しており、理由付記の不備を主張するものと考えられる。</p> <p>イ 本件では、非開示決定通知書（令和2年12月14日旭高第1849号）において、非開示とする根拠規定について「旧条例第10条2項」と、非開示規定を適用する理由について「当該開示請求に係る行政文書については、作成及び取得をしていないことから、文書の保有をしていないため」と記載されており、理由付記に不備があったとまでは認められない。</p> <p>しかしながら、開示請求書において「非開示文書に対し（実費の）請求があるので内訳について開示請求する」と記載があることを踏まえると、例えば、「4件の開示対象文書を1枚ずつ数えて総枚数を出し、総枚数に実費を乗じた金額と郵送料を納付書兼領収書の「(内訳)」の欄に記載しているのを改めて内訳文書を作成する必要がない」といったように、不存在の具体的な理由を記載することが期待された事案であったと考える。</p> <p><b>《その他》</b></p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

## 5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

### (行政文書の開示義務)

#### 第7条 (第1項省略)

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(第1号省略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報  
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第3号省略)

### (行政文書の一部開示)

#### 第8条 (第1項省略)

2 開示請求に係る行政文書に前条第2項第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

### (行政文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

### (開示請求に対する決定等)

#### 第10条 (第1項省略)

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

### (開示の実施)

第16条 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴、閲覧又は写しの交付(マイクロフィルムに限る。)により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付その他の電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

(第2項及び第3項省略)

(開示手数料等)

第 18 条 (第 1 項省略)

- 2 第 16 条第 1 項の規定により写しの交付を受けるものは、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問等)

第 19 条 第 18 条の 2 の審査請求があったときは、審査庁(当該審査請求がされた実施機関をいう。第 3 項において同じ。)は、次のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、第 22 条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(第 1 号、第 2 号及び第 2 項省略)

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和 4 年 12 月横浜市条例第 41 号)

附 則

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881